

学校いじめ防止基本方針

岸和田市立山滝小学校

令和 7 年 4 月改訂

目次

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方	3
1 基本理念	
2 いじめの定義	
3 いじめ防止のための組織	
4 取組状況の把握と検証（PDCA）	
5 年間計画	
 第2章 いじめ防止	 5
1 基本的な考え方	
2 いじめの防止のための措置	
 第3章 早期発見	 6
1 基本的な考え方	
2 いじめ早期発見のための措置	
 第4章 いじめに対する迅速な対応	 7
1 基本的な考え方	
2 いじめ発見・通報を受けたときの対応	
3 いじめられた児童とその保護者への対応	
4 いじめた児童への指導とその保護者への助言	
5 いじめが起きた集団への働きかけ	
6 ネット上のいじめへの対応	
7 重大事態への対応	
 第5章 その他	
【別添資料】 5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート	

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、学校教育目標を校訓「やまたきっこ」の育成とし、「仲間とともに支え合う子ども」を人権教育の重点におき、互いに尊重し合うことのできる民主的な児童の育成に取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

いじめ防止対策基本法第2条に、『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

（1）名称 「生活指導部会」及び「いじめ不登校虐待対応会議」

（2）構成員

- ・「生活指導部会」は、校務分掌に位置付け、生活指導部所属の教職員で構成する。
- ・必要に応じて「いじめ不登校虐待対応会議」を設け、次の教職員で構成する。

・校長 ・教頭 ・首席 ・生活指導担当者 ・人権教育担当者 ・虐待担当者 ・養護教諭 ・関係学年担任 ・必要に応じて外部専門家(S C ・ S S W等)
--

（３）役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

４ 取組状況の把握と検証（ＰＤＣＡ）

生活指導部会は、月に１回開催し、児童や取組状況の把握、児童への指導内容等を検討し日々の指導に生かすことができるようにする。また、長期休業や年度末には、取組状況を検証して学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

月に１回、「生活指導連絡会」を実施し、教職員で児童の状況を共有するとともに、いじめや虐待が疑われるケースを把握した際、不登校の状況が発生した際には、「いじめ不登校虐待対応会議」を設け、対応等を検討し実施する。

５ 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

	各学年	学校全体
一学期	・入学式、始業式 ・保護者や児童への相談窓口周知 ・生活環境カードにより把握された児童状況の集約	・学校いじめ防止基本方針の周知（４月） ・生活指導部会（毎月） ・生指連絡会（毎月） ・生活指導全体会（１月） ・人権教育（授業参観） ・道徳科等の授業公開 ・いじめ不登校虐待対応会議（適宜） ・学校の取り組みの検証や今後の方針の検討（各学期に１回）
	・家庭訪問による家庭状況把握 ・校外学習（集団づくり）	
	・生活アンケートの実施 ・生活アンケート後の教育相談 ・保護者懇談会（家庭での様子の把握）	
二学期	・運動会（集団づくり）	
	・校外学習（集団づくり）	
	・音楽会（集団づくり） ・修学旅行（集団づくり）	
	・生活アンケートの実施 ・生活アンケート後の教育相談 ・保護者懇談会（家庭での様子の把握）	
三学期	・生活アンケートの実施 ・生活アンケート後の教育相談	

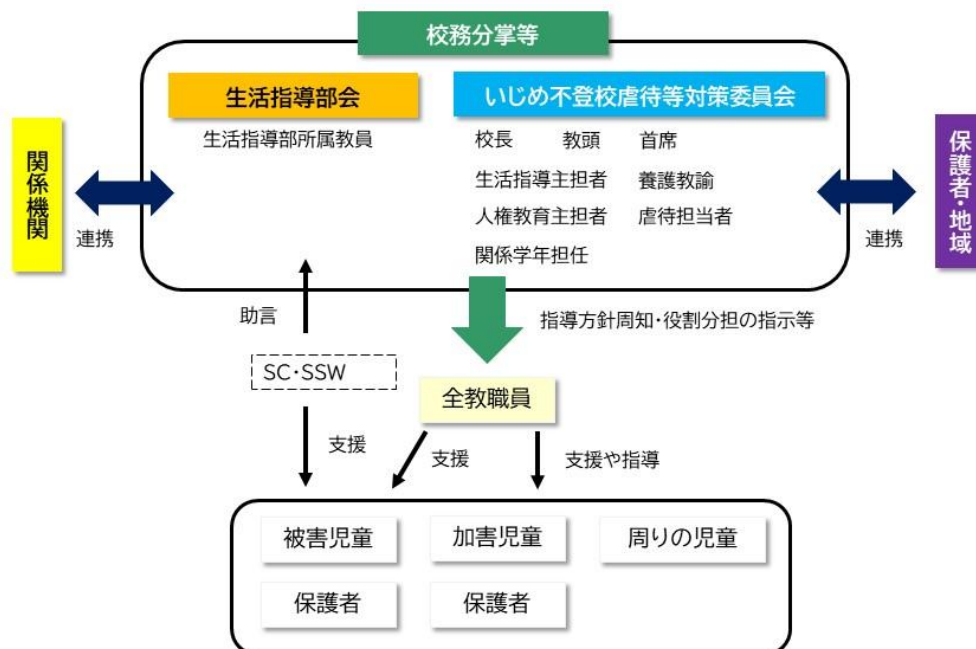
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

未然防止のための学校体制



2 いじめの防止のための措置

- ①いじめの未然防止のために、全教職員が学校のきまりを共通理解し、規律正しく学校生活を送れるよう指導し、また、楽しくわかる授業づくりのため校内研究を推進する。
- ②安心・安全に学校生活を送ることができるよう、道徳教育や人権教育を推進し、授業参観や公開授業を実施する。

○平素からいじめについての共通理解を図るため、全教職員が、学校のきまりを共通理解し、すべての児童が規律正しく学校生活を送れるように指導するとともに、児童が楽しく学習に参加できるようにわかる授業づくりのために校内研究を推進し、全学年・全教員が授業を公開する。児童に対しては、道徳や人権学習等をとおして、いじめは絶対にいけないことを理解させることとともに、自己肯定感を高めるようにする。

○いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、日々の授業や委員会活動、クラブ活動、たてわり活動など様々な活動の中で、自己肯定感を高められるような体験をさせる。

○様々な学校行事の取り組みなかで、児童一人ひとりが活躍できる場面を設定し、自己有用感や自己肯定感を育むとともに、互いの良さを認め合える集団作りを行う。

○児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、学級会や児童会活動で、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働きかける。

○いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、校内人権教育研修を実施したり、積極的に研修会に参加したりして、教職員の人権感覚を養う。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。

また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

そのため、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

①学校全体で児童を見て、小さな変化や危険信号を見逃さない。

②どんな小さなことでも、教職員が積極的に児童の情報を報告・連絡・相談し、情報を共有し、組織として対応する。

2 いじめの早期発見のための措置

- 実態把握の方法として、定期的なアンケートは、年3回実施する。定期的な教育相談としては、アンケート分析後に実施する。日常の観察としては、学級担任だけでなく、学年部会・学校全体で行い、情報を共有する。
- 保護者と連携して児童を見守るために、気になることは互いに連絡をとり合うようにし、積極的に家庭訪問を行う。
- 児童、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整える。
- 学校だより等により、相談体制を広く周知する。PTA実行委員会や学校協議会、学校教育自己診断等により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- 教育相談等で得た児童の個人情報については、ケース会議で共有するだけとし、記録等は厳重に保管する。

第4章 いじめに対する迅速な対応

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、(別添)「いじめ事象生起時の対応について(平成24年9月市教委作成)」「ネット上のトラブルへの対応(平成25年10月市教委作成)」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- 教職員は一人で抱え込まず、速やかに生活指導主担者等に報告し、生活指導部会やいじめ不登校虐待等対策会議と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

○事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が市教委に報告し、相談する。

○被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童とその保護者への対応

○いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ不登校虐待等対策会議が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導とその保護者への助言

○速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

○事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

○いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

○いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の痛みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

○いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について、地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。運動会やたてわり活動、校外学習等は、児童が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- ネット上に不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ不登校虐待等対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- また、情報モラル教育を進めるため、総合的な学習の時間等において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 重大事態への対応

市教委に重大事態の発生を報告（※市教委から市長等に報告）

- ①生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童生徒が自殺を企図した場合等）。
- ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い。
- ③児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。
 - 市・市教委が重大事態の調査の主体を判断
 - 学校を調査主体とした場合
 - 市・市教委の指導・支援のもと、対応に当たる。
 - 市・市教委が調査主体となる場合
 - 市・市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

第5章 その他

【別添資料】 5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート